

確定申告だより



茂原税務署
茂原地区税務協議会
〒297-8501 茂原市高師台 1-5-1
Tel (代表) 0475-22-2166

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設日程

開設期間	会場	時間
平成28年2月12日(金) ～3月15日(火) ※土、日を除きます。	茂原税務署 2階会議室	【受付】8:30～(提出は17:00まで) 【相談】9:00～17:00

※ 確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。
平成28年1月4日(月)から消費税の申告書・所得税の還付申告書(復興特別所得税を含みます、以下同じ。)の提出を受け付けています。

税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

上記申告書作成会場のほか、以下の日程で相談会を実施しますので、是非ご利用ください。

月日	会場	相談時間
2月4日(木)	勝浦市役所	9:30～12:00 13:00～16:00
2月5日(金)	いすみ市役所大原庁舎	【受付は15:00まで】
2月4日(木)～2月10日(水) ※土、日を除きます。	茂原税務署 2階会議室	9:00～16:00 【受付は15:00まで】

※ 譲渡所得(土地、建物及び株式などの譲渡)のある方や所得金額が高額な方又は収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方(住宅ローン控除適用1年目を含む)は、ご遠慮ください。
会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。
相談の際には、源泉徴収票等の確定申告に必要な書類・印鑑をご持参ください。

平成27年分確定申告書の提出及び納付期限

申告の種類	提出期限	納付期限	振替納付日※
所得税及び 復興特別所得税	平成28年3月15日(火)	平成28年3月15日(火)	平成28年4月20日(水)
贈与税	平成28年3月15日(火)	平成28年3月15日(火)	
個人事業者の消費税 及び地方消費税	平成28年3月31日(木)	平成28年3月31日(木)	平成28年4月25日(月)

※ 預貯金口座からの振替納税を利用されている方は、「振替納付日」欄の日に口座振替となります。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納税することとなっています。

※ 申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

年金所得者の申告手続不要制度

①と②の両方に該当する場合

①公的年金等の収入金額が
400 万円以下

②公的年金等以外の所得金額が
20 万円以下

税務署への
申告・納税は、

不要です。

※ ①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を税務署へ提出することができます。

上場株式等の譲渡損失や雑損失を翌年に繰り越す場合や 10 万円超の青色申告特別控除を適用する場合などは、税務署への申告が必要です。

国外から受給する公的年金等がある方は、①と②の両方に該当する場合でも税務署への申告が必要な場合がありますので、税務署におたずねください。

また、税務署への確定申告・納税が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合がありますので、お住まいの市町村（税務課・市民税課）におたずねください。

記帳・帳簿等の保存制度対象者の拡大

平成 26 年 1 月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

国税庁ホームページ

e-Tax でデータ送信!



便利な

申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、印刷して郵便で税務署へ提出することができます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —